

## ○愛知大学における研究上の不正防止のための基本方針

2021年5月  
学長裁定

愛知大学（以下「本学」という。）は、「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」という建学の精神に則り、学術の発展に貢献する研究を遂行しており、本学の運営に携わる教職員は、高い倫理感・使命感と品格が求められます。

近年、研究環境の競争の激化に伴い、データの捏造・改ざん・盗用といった研究活動における不正行為や公的研究費（文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究費等）の不正使用等が大きな社会問題となりました。

このような背景を踏まえ、本学においては、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」ならびに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」等に則り、研究活動における不正行為及び研究費等の不正使用を防止するための様々な取り組みを行ってまいりました。

本学以外の研究機関においてもこのような研究活動における不正防止対策が図られてきているところではありますが、とりわけ研究費等の不正使用については、全国的に依然としてさまざまな形で発生しています。こうした状況のもと、文部科学省は、研究機関全体の意識改革を図り、研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を令和3年2月1日付で改正し、①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化の3項目を柱とした不正防止対策の強化に乗り出しました。

これを受け、本学においては、従来の「愛知大学における研究上の不正行為防止のための基本方針」を「愛知大学における研究上の不正防止のための基本方針」と改めて内容を更新し、遵守、推進していくことといたしました。

今後は、本方針に基づいて作成された「愛知大学における公的研究費の不正防止計画」に掲げる不正防止に向けた取り組みを遂行することで、公的研究費を含む経費支出の運営・管理における透明性と信頼性を確保し、もって研究教育活動のいっそうの充実、発展に努めてまいります。

### 1. 法令、指針、ガイドラインの遵守

公的研究費の運営・管理に関わるすべての研究者及び事務職員等は、国及び研究費の配分機関等が定める法令、指針、ガイドライン等を遵守します。また、最新の法令、指針、ガイドライン等に沿って研究活動の適切な遂行及び研究費の執行等に関する学内諸規程、運用ルール等を随時見直し、学内外に周知・公表します。

### 2. ガバナンスの強化

最高管理責任者は、不正根絶に向けた強い決意表明を行うとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理を行うよう、適切にリーダーシップを発揮します。また、不正防止に関する責任体系を、学内外に周知・公表します。

### 3. 研究倫理に関する意識の徹底・向上

すべての研究者及び事務職員等に対し、研究倫理教育等に関する講演会や研修等を定期的の実施し、倫理意識の向上を図ります。

### 4. 研究費の適切な使用と研究費不正を起こさせない組織風土の形成

研究費の源泉が、学生生徒等納付金、国・地方公共団体からの補助金、財団や企業等からの助成金、共同研究費及び寄付金等によって公的に賄われていることから、法令及び学内諸規程等を遵守し、効果的かつ効率的な方法で研究費使用に努めます。

併せてこの取り組みの実効性を確保するため、コンプライアンス教育ならびに啓発活動を定期的の実施して学内における不正防止意識向上を図り、研究費不正を起こさせない組織風土を形成します。

### 5. 適切な監査の実施による不正防止システムの強化

内部監査室は、研究費不正防止のためモニタリング方法を検討・構築し、法令及び学内諸規程等に則り、監査を適切に実施するとともに、監事や会計監査人との連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を高めます。また、内部監査結果については不正防止計画に反映することで実効性を高めます。